

## 第34号議案

府中市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月3日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市市税条例の一部を改正する条例

府中市市税条例（昭和29年5月府中市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第33条ただし書を削り、同条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる者を2人以上有する者 600円

第35条の6第1項第2号及び第3号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第37条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

付則第3条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

付則第4条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

付則第8条の2第15項中「家屋及び構築物」を「特例対象資産」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 府中市市税条例第33条（第1号の改正規定を除く。）及び第35条の6第

1 項の改正規定並びに同条例付則第 4 条の改正規定並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日

(2) 府中市市税条例第 2 4 条第 2 項、第 3 3 条第 1 号及び第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例付則第 3 条第 1 項の改正規定並びに次条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(3) 府中市市税条例付則第 8 条の 2 第 1 5 項の改正規定及び付則第 3 条の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号） 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 この条例による改正後の府中市市税条例（以下「新条例」という。）第 3 5 条の 6 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出したこの条例による改正前の府中市市税条例第 3 5 条の 6 第 1 項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 3 条（第 1 号を除く。）の規定は、令和 4 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 3 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 2 4 条第 2 項、第 3 3 条第 1 号及び第 3 7 条の 3 の 3 第 1 項並びに新条例付則第 3 条第 1 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 2 6 号）の施行の日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号。次項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 6 4 条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小

事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第8条の2第15項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日以後に取得した同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日(当該施行の日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。